

三警察及衛生ニ關スル事項

四氣象測候ニ關スル事項

五他部ノ主宰ニ屬セサル事項

第二部

一拓殖ニ關スル事項

二土木ニ關スル事項

三鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項

長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分掌

ヲ變更スルコトヲ得

二十三番(細川) 修正案ニ賛成ス

二十七番(九鬼) 修正案ニ賛成ス

議長(東久世) 採決ス修正ニ同意者ハ起立多数

ト認ム續テ第三讀會ヲ開ク朗讀ハ省略ス

議長(東久世) 第三讀會ハ修正ノ通り可定ト認

ム

〇

議長(東久世) 樺太廳職負特別任用令第一讀會

ヲ開ク朗讀ハ省略ス

報告(都筑) 本案ハ別ニ支障ナキモノト認ム

唯樺太長官トアルハ廳ノ字ヲ脱シタルモノ

十レハ之ヲ補填シタリ

議長東久世 第二讀會ニ移ル

(柴田書記官朗讀)

勅令第 號

樺太廳職負特別任用令

第一條 樺太支廳長ハ滿五年以上行政事務ニ

從事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル

者ニ限リ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之

ヲ任用スルコトヲ得

第二條 樺太廳警部ノ任用ニ關シテハ警部消

防士任用令ノ規定ヲ準用ス但シ考試委員考

査ノ方法及試験科目ハ樺太長官^廳之ヲ定ム

第三條 樺太廳通信書記ノ任用ニ關シテハ通

信屬ノ任用ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

議長(東久世) 第二條ノ修正ヲ朗讀セシム

(柴田書記官第二條朗讀)

第二條 樺太廳警部ノ任用ニ關シテハ警部消

防士任用令ノ規定ヲ準用ス但シ考試委員考

查ノ方法及試験科目ハ樺太廳長官之ヲ定

二十三番(細川) 修正ニ同意ス

議長(東久世) 採決ス修正案同意者ハ起立多数

ト認ム續テ第三讀會ヲ開ク朗讀ハ省略ス

議長(東久世) 第三讀會可定ト認ム

○

議長(東久世) 統監府及理事廳官制中改正ノ件

第一讀會ヲ開ク朗讀ハ省略ス

報告員(都筑) 新ニ統監府ニ外務總長ヲ置キ書

記官一人ヲ減シ理事廳警察官ニ監獄事務ヲ

掌ラレメ竝ニ看守ヲ置クコトヲ規定セムト

ス外務總長ハ外務出身ノ官吏ヲ要ス韓國ニ

テハ韓國ト列國トノ條約ヲ實行其他ニ關シ

領事トノ交渉アルニ依リ外交官ノ資格アル

者ヲ要スルニ依リ特別任用ノ途ヲ設ケムト

スルモノニシテ兩件共ニ可決セラレ然ルニト認ム

議長(東久世) 第二讀會ヲ開ク

(河村書記官朗讀)

勅令第 號

統監府及理事廳官制中左ノ通改正ス